

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

|                             | 所管課名   | 自然保護課 | 整理番号 | 3 |
|-----------------------------|--|-------|------|---|
| 許認可等の種類                     | 県立自然公園特別地域内における行為の許可   |       |      |   |
| 根拠法令条例等・条項                  | 長野県立自然公園条例第8条  |       |      |   |
| 許認可等の概要                     | 県立自然公園の特別地域内にあつては、次の行為は、知事の許可を受けなければしてはならない。   |       |      |   |
| 審査基準<br>(未設定の場合<br>はその理由)   | 未設定<br>(法令等の規定において言い尽くされているため)<br><br>【参考】<br>自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第11条<br>内容は別紙のとおり<br><br>備考<br>処分権限者については、行為が2以上の地方事務所の管轄区域に係るものにあつては、知事。それ以外については地方事務所長に委任。 |       |      |   |
| 基準の制定根拠                     | —  |       |      |   |
| 標準処理期間<br>(未設定の場合<br>はその理由) | 40日  |       |      |   |
| 期間の制定根拠                     | 自然公園許認可事務取扱要領(昭和56年3月20日付け 55自保第297号)部長通知  |       |      |   |